# 現代社会を『関係性』という観点から考える

② 『関係性』をメンテナンスをする~「当たり前」と思うことの陥穽

更生保護官署職員(認定社会福祉士・認定精神保健福祉士)

三浦 恵子

連載14では『「開く」ことと「閉じる」こと』について書かせていただきました。その後、連載15では『つながりが支えるこころ』と題して、我意を通し続けた結果「閉じる」生活となってしまい社会的孤立に至り、心身状態の悪化を招いた高齢者(単身生活者)の事例を紹介しました。連載16では、連載14、15の流れを引き継いで、『「見える」ことと「見えない」こと』という切り口から、現代社会を関係性という観点から考えてきました。それを受けて連載17では、これまで述べてきたことを踏まえ、「地域社会」との「関わり方」を考えるというタイトルで、まさに「地域社会」との「関わり方」を私なりに考察してみました。つまり、「地域域社会」で生きるということ、について考えてきたともいえます。また、現代社会においては、(望まない)「孤立」「孤独」が問題となっています。支援機関とつながらないまま命を落としてしまうような事態になったり、拡大自殺的な事件が発生する例もあります。例えば家族介護が行き詰ってしまった上での介護殺人、子育てに悩んだ末の子殺しなどがその例であると言えます。これに関しては連載19で

「自分は誰かとつながっている」という感覚があるかということというタイトルで問題提起を させていただきました。

今回は、『関係性』をメンテナンスをする~「当たり前」と思うことの陥穽というタイトルで、 第 19 回で「自分は誰かとつながっている」という感覚を持つために私が必要だと痛感している 『関係性』をメンテナンスをする~「当たり前」と思うことの陥穽について述べさせていただき たいと思います。

今回登場する事例は私が経験した事例を組み合わせたものであり、意見にわたる部分は私見であることを申し添えます。

### 1 対人援助場面でよく耳にする言葉~「だって家族だから当たり前」

対人援助の仕事に従事されている方であれば、「だって家族だから当たり前」という内容の言葉を一度ならず耳にしたことがあるのではないでしょうか。

例えば、こういった場面でこの言葉は使われます。

・金員の要求を行う時

- ・各種トラブルへの対処を家族に依頼するとき
- ・施設退所等にあたって引受けを家族に依頼するとき
- ・日常的なケアを要する状態に到った際、家族がそれを担う事態となったとき

また、この言葉は、家族同士だけではなく、援助職から家族に対して(表現の方法は様々あるにせよ)「依頼」などの形をとって投げかけられることもあります。

- ・受診の際などに当然のように同伴を要求される(しかも家族が日程を調整するだけの暇(いとま)もないし、そもそも考慮もしてもらえない)。
- ・時間を問わない様々な依頼ごと。
- ・本人が疾病ベースで述べる様々な要求事を「頼まれたから電話しています」という形で、ケアチーム内でのアセスメント(これを行うことが当初のルールとされているケース)なしでそのまま家族に伝えること(時間問わず)。

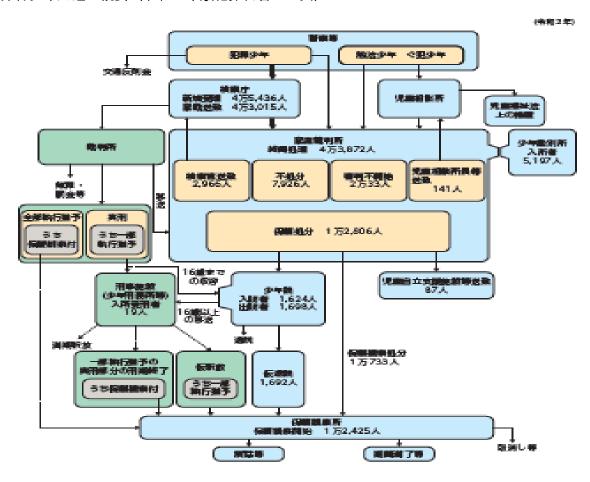
私自身は、家族成員同士で行われる「だって家族だから当たり前」よりも、援助職が家族、特にケアを担っている家族に無自覚にこうした言動を行っていないか、一度自らの援助の在り方を考える必要があると近年強く感じるようになりました。

社会的な問題をテーマに精力的に映画を撮り続けているケン・ローチ監督の映画『家族を想うとき』(原題は『Sorry We Missed You』、つまり宅配便の方が配達先不在時に置いていかれる「御不在連絡票」のこと)では、家族の幸せ(マイホーム購入)のために宅配便のドライバーとして個人事業主となったものの、こなしきれないノルマ、ぎくしゃくする家庭に心身をすり減らしていく主人公に対し、長男の非行により司法機関から呼出しに応じなければならない場面があります。長男の将来を決める重要な呼出しであり主人公も何とか対応しようとするのですが、「だって授業員だから」休まずノルマをこなすのは当たり前、「だって家族だから」子どものために親として呼出しに応じるのは当たり前、という状況の中で主人公である男性は、職場と家族の間でまさに心身を引き裂かれるような苦しみを味わいます。私はこのシーンを、ある意味自戒を持って反芻することがあります。

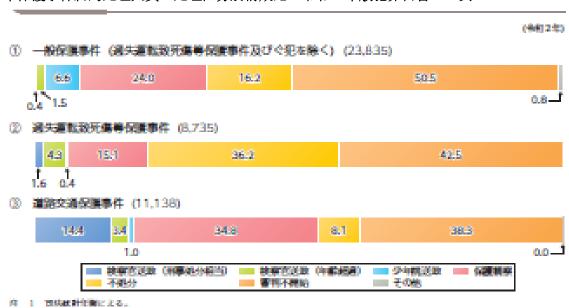
保護観察処遇においては、保護者の仕事・体調等にも配慮しつつ、面接その他の場面に来ていただくこともあります。私自身は「お仕事でお忙しい時に御時間を割いていただき、ありがとうございます。」といった労いの言葉をかけることを忘れるないように心掛けています。それでも、「本人の問題であらゆる機関からこうした呼出しを受けることが重なり、派遣社員としての働く自分は、この月の収入はいつもの半分以下になってしまいました。契約の更新も最早危うい状況です。」「家族だから、親だから子どものために今動かねばどうするという気持ちは無論ありますが、他の子どもたちにまで影響を与えるような生活困窮に陥っている現状で、どんどん余裕がなくなっていきます。」という言葉を聞くこともあり、家族がどのような思いで自分の子どもの立ち直りのためにこうした面談に応じる時間を工面されているのか知ることも少なくありませんでした。

非行に関しては、家庭裁判所の段階で処分が終了するケースが 7~8 割を占め (審判不開始・不処分)、保護処分 (少年院送致、保護観察処分、児童自立支援施設等送致) に至る少年は決して全体数の中では多くありません (下図参照)。

### 非行少年処遇の概要(令和3年版犯罪白書117頁)



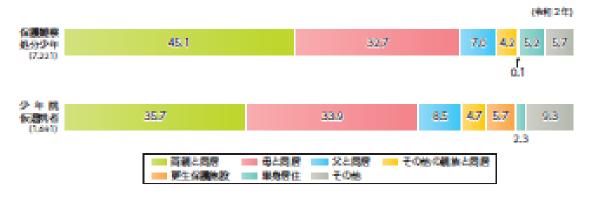
少年保護事件終局処理人員の処理区分別構成比 令和3年版犯罪白書122頁



そして、保護者や家族は、我が子の非行そのものや、そこに至るまでの生活態度の悪化とそれ に対応することによって生ずる疲弊感や仕事や家庭生活への影響、家庭裁判所の審判に至るまで の諸手続への対応等で、「保護処分の決定」にたどり着くまでの過程において少なからず消耗し ている場合もあります。

今自分の目の前にいる御家族の「家族歴」とでもいうものを十分にアセスメントし、家族の置かれた状況に思いを致すことが重要ではないでしょうか。親世代や少年のきょうだいに保護処分歴があるなど、ある意味「慣れ」ている保護者もいないわけではありませんが、多くの保護者は我が子が少年保護手続に「乗る」ことにより、「保護者が果たすべき役割」をそれぞれの段階で果たすことを求められます。たとえば、「少年を再び家庭に受け入れることができるか」という家庭裁判所調査官からの問いかけに対して、本当は自信が全くなくても、「ここで『できない』と答えれば、我が子が少年院送致となる可能性もある。」と考えるかもしれません。これは通常であれば家族にとって非常に辛く大きなストレスであることは想像に難くありません。保護観察処分が見込まれる少年で、処分決定時までに自宅以外の受入先を探すことは事実上非常に困難であり、実際に保護観察処分少年の多くが家族・親族のもとに戻っています。少年院送致少年が更生保護施設や福祉施設等に帰る少年が一定数いることと対照的であるといえます。対して、少年院送致となった場合は、在院中に生活環境の調整を行い、家族・親族の引受けが難しい場合は、更生保護施設や福祉施設の帰住の調整を着手するなどして、少年院仮退院後の生活場所の確保に力が入れられています。

### 少年の保護観察開始人員の居住構成比 令和3年版犯罪白書144頁



## 2 家族の歴史に思いを至すと「家族だからあたり前」と安易に求めることがいかに家族に負荷 をかけ、その後の援助を困難にするかわかる

家族の在り方は様々であり、我々援助専門職の前に立ち現れる家族には、それぞれに家族の歴史を背負っています。しかしその歴史に目を向けることなく、「家族に求められる役割」(それも社会的に容認されている標準的なもの)だけを家族に求めることは、家族に対して大きな負荷をかけ、その後の援助を困難にすることがあります。場合によっては、ひとつの家族や家庭を援助職自身が無自覚の上で潰してしまうこともあり得ると考えます。

かつてこの連載で、「だって家族だから当たり前」という持論のもとで、自身の子どもやその 配偶者に過大な要求をしてきた親世代は、実は子どもに対する激しい虐待歴がありました。親世 代には後に精神疾患があることが判明しましたが、自身の疾病を受け入れる気持はなく、治療反 応性は芳しいものではありませんでした。子ども世代は複数いましたが激しい葛藤の後に「絶縁」 という形で親世代から断絶したり、何とか踏みとどまった子ども世代にも様々な支障が発生する などしていました。たった一人踏みとどまった子ども世代である実子(男性)は、愛情よりも倫 理観で何とか事態を打開しようとしましたが心労で健康に支障を来し、病院受診やケア会議への

対応は実子の配偶者(女性)が全面的に担っていました。彼女の話を聞く機会がありましたが、 精神保健福祉士としてこうした難しいケースに業務上日々対応することで積み上げられたスキ ル以外に、彼女を支えていたのは、「私自身も嫁いだ後に夫の親世代から暴言や暴力を受けたこ とは数多くありますが、成育過程でそうした経験に晒されたわけではないわけではないので、実 子である配偶者と比較すると、ストレスは少ないはず。」と自身をコントロールして支援場面に 臨むことだったそうです。ただ、そうした彼女であっても「だって家族だから当たり前」という 援助職の対応については、同じ援助職として疑問を呈さざるを得なかったといいます。勤務中に 着信があり、周囲に断って慌てて出てみると、「利用者様が希望されるので、シャインマスカッ トを至急3粒送ってください~。」という援助職からの電話であった時にはさすがに力が抜ける ような気持ちがしたといいます。彼女はこれに対し「生ものの差し入れなどは原則禁止と聞いて いますので、当方ではそれを遵守したいと考えています。」と伝えた上で、「現在の嚥下の状態で ブドウは難しいのではないでしょうか。」「こうした情報を施設内できちんと共有していただきた いです。」と伝えた上で、「『利用者様』と呼び、その要求を安全性等を考慮せずなんでも受け入 れることが、パーソンセンタードではないと考えますが」と言い添えて電話を切ったそうです。 必要な物品については施設責任者と連絡をとり整えていく一方で、「物を多く持ち込みすぎる」 ことで発生しがちなトラブルを避ける方針で動くよう努めていた矢先のことだったといいます。 その後施設長を交えて話し合いを再度行われたとのことですが、「だって家族だから当たり前」 という考えは、家族自身より、援助職の方の言動にそれが窺われることがもっと消耗するという ことも実感したといいます。

対人援助に関わる者は、援助対象者本人の生育歴に目をむけることは通常行うと思われますが、 家族歴(家族全体の歴史)に目を払うことも留意が必要だと考えます。「跡継ぎとして過剰な期 待を受けていた子」「しつけという名のもとに体罰が正当化されていた家」などには特に注意が 必要だと私は考えます。

また「よそ様に迷惑をかけない」という考え方が強く、家庭内だけで問題を解決しようとする 家族、「私の一生は●●(この子の更生、介護等の言葉がここには入るでしょう)に捧げる」と いう言葉が発される家族、介護離職を行ってまで老親の介護を敢行しようとする家族については、 介護を行う上で発生する様々な課題の抱え込みに留意する必要があります。

下記は、私が過去のこのコーナーでも示した図表ですが、今回のテーマにも関連が使いと思われ、再度データを提示させていただきます。

## 参考:「29人と19人」この数字が示すもの(平成30年版犯罪白書より)

平成30年版犯罪白書の特集は「進む高齢化と犯罪」でした。法務総合研究所によって行われた特別調査の結果が特集部分に掲載されていますが、その1つに「29人と19人」という数字が出てきます。ここではこの「29人と19人」という数字が示すものについて考えたいと思います。(以下参考及び文献出典 平成30年版犯罪白書(法務総合研究所)

#### 平成30年犯罪白書 特集「進む高齢化と犯罪」 特別調査Ⅱ 殺人

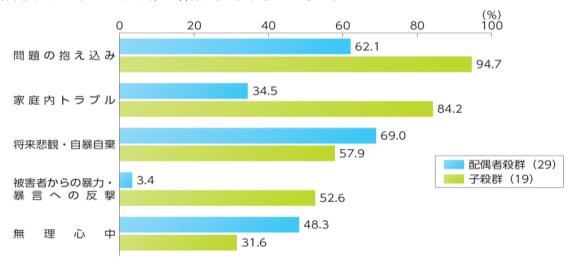
調査:殺人事犯者と被害者との関係別構成比を比較したところ、高齢群では、親族殺が約7割だった(非高齢群では4割)。そして「29人と19人」とは、上記調査対象となった高齢群(殺人事犯者)のうち「配偶者殺群=29人」「子殺し群=19人」ということを示している。



**高齢・配偶者殺群の特徴**:被害者が精神・身体の障害等を有する割合が約5割、要介護・寝たきり/認知症の状態にある割合が約3割であった。

**高齢・子殺群の特徴**:被害者が精神の障害等を有する割合が約9割。動機・背景は、約9割に 問題の抱え込みがあり、過半数に被害者(子)からの暴力・暴言への反撃がある。

### 高齢殺人事犯者の犯行動機・背景(配偶者殺・子殺別)



課題と対策(平成30年版犯罪白書に掲載されたもの)

**要介護・寝たきり、認知症を含む精神・身体に障害を有する配偶者に対する殺人の防止**⇒実情を共有することなどにより地域の福祉・医療の協力を要請

子に精神の障害があり、問題を抱え込む高齢者に係る高齢者に係る家庭内殺人(子殺し、親殺 し)の防止⇒少年鑑別所の地域援助等専門的知見を有する機関の活用

# 3 援助職自身が自分や自分が生活している地域の価値観や性別役割分業にどのような影響を 受けているか振り返る。

私事になって恐縮ですが、私はこのマガジンの編集長である団先生のもとで「原家族を見つめる」というセッションに参加したことがあります。その頃は実母の在宅介護生活もある程度落ち着き、職場では中堅と呼ばれる頃になっていました。

ただ、介護保険導入時に母の在宅介護がスタートしたため、当時の混乱を利用者家族としてそれなりに経験し、援助職としての「家族観」が自身の成育過程の影響を受ける可能性があること、そして、それに対してより自覚的でないと、より良い家族介護も、何よりより良い対人援助業務もできないと感じた所以です。

私の母は昭和一桁生まれの人であり、「家庭をしっかりと切り回し、男性を立てること」が女性に求められる資質であるという考え方があり、私にもそれを望む節がありました。一方で、私は一人っ子でもあるので、将来自分が老いた時の面倒や家や墓守りについて恃みにする言葉も折々に発するのでした。こうした一見矛盾する親世代からの期待は子ども世代を混乱させることもあると往々にしてあると思いますが、私自身は幸い周囲に相談できる方がおられたこともあり、介護と仕事の両立については比較的早い時期に腹をくくっていました。それでも、自分の成育歴などが援助職として働いていく上でどのような影響を与えているのかじっくりと見返す機会が欲しいと感じたのです。

結果的には3日間のセッションに参加したことで、自分のなかでの「育ち」「家族観」などを見つめる機会になりました。何よりもその後各地を異動(転勤)していくなかで、その地域における問題解決システムとしての家族・家庭、期待される性別役割分業をあり方を見極めながら、対人援助業務を進めていくことについて自覚的であろうとするという学びを得たことが最大の収穫だったと思います。

繰り返し申し述べますが、「だって家族だから当たり前」という言葉・態度・考え方について、 対人援助職は常に自覚的でならればならないと強く思う昨今です。

#### 参考文献

平成30年版犯罪白書